

## 周布川漁業協同組合内共第7号第五種共同漁業権遊漁規則

### (目的)

第1条 この規則は周布川漁業協同組合(以下「組合」という。)の有する内共第7号第五種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物(あゆ、うなぎ、やまめ(あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。)、ごぎ(いわなを含む。)をいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

### (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。
- 3 組合は、第一項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣又は投網による遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動植物の採捕に著しい支障あると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

### (漁具、漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれ、右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具、漁法	規模
投網	網目 1.5 cm以上、網丈 3m 以内
籠(うなぎ)つけ針(うなぎ)	籠 10 筒以内、つけ針 10 本以内

- 2 周布川においては、次条第1項の規定によるあゆについての公表の日から50日間は、手釣又は竿釣によってする場合を除き、あゆの遊漁をしてはならない。

### (遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期間
あゆ うなぎ	5月 20 日から 12 月 31 までの期間内で 組合が定めて公表する期間内
やまめ(あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。) ごぎ(いわなを含む)	4月 1 日から 8 月 31 日まで

- 2 前項の公表は、組合並びに委託する販売店及び釣具店に掲示するほか、組合のウェブサイト(URL <https://sufugawa.jimdofree.com>)にて公表するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
支流 柚根西谷川 支流 後山川	令和5年 3月31日 (認可日) ～令和10年 8月 31 日まで

(全長の制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
やまめ (あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。)	15cm
ごぎ(いわなを含む。)	18cm

(遊漁料の額および納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小学生又は身体障がい者(手帳所持者に限る。)のときは同号に掲げる額の2分の1に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、500円を加算した額とする。

(1) 手釣、竿釣による遊漁の場合

魚 種	漁具、漁法	遊漁料
あゆ	手釣、竿釣、籠、 つけ針	1日 2,000 円
うなぎ		
やまめ (あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。)		1年 9,000 円
ごぎ(いわなを含む。)		

(2) その他の場合

魚 種	漁具、漁法	特別遊漁料
あゆ	投網	1年 3,000 円 (第1号の年券購入者に限る)

なお、投網に係る遊漁の承認申請及び遊漁承認証の交付は周布川漁業協同組合事務所のみとする。

2 遊漁料は、周布川漁業協同組合事務所(島根県浜田市金城町波佐イ98番地1)又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

3 特別遊漁料は、周布川漁業協同組合事務所において納付するものとする。

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む)を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項

(遊漁料を納付し、遊漁承認証の交付を受けていても、当組合の漁場監視員が確認のために声をかけることがありますので、ご協力ください。)

- (8) その他参考となるべき事項

(この河川等における漁業権に基づく魚類の放流量は、毎年島根県内水面漁場管理委員会から示された増殖指示量に基づいています。)

- (9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

- 附則 1、この規則は令和5年9月1日から施行する。
- 2、この規則は、令和6年4月1日から実施する。(遊漁料の改正)